

エコマーク商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version 2.2」、No.105「工業用繊維製品 Version 2.2」認定基準の一部改定について

1：リサイクル繊維の定義について

改定する商品類型：

No.104「家庭用繊維製品version 2.2」、No.105「工業用繊維製品version 2.2」

改定箇所（下線部を追加、見消部を削除）

用語の定義

リサイクル繊維：反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維。  
ただし、ここでは織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずおよび使用済み衣服などから反毛工程を経ず直接撚糸した繊維を含む。これらを使用した製品の中には、不織布端材を直接撚糸したタフトカーペット、古布を引き裂いて細い糸状とし織物とした裂き織りなどがある(平成17年10月現在)。

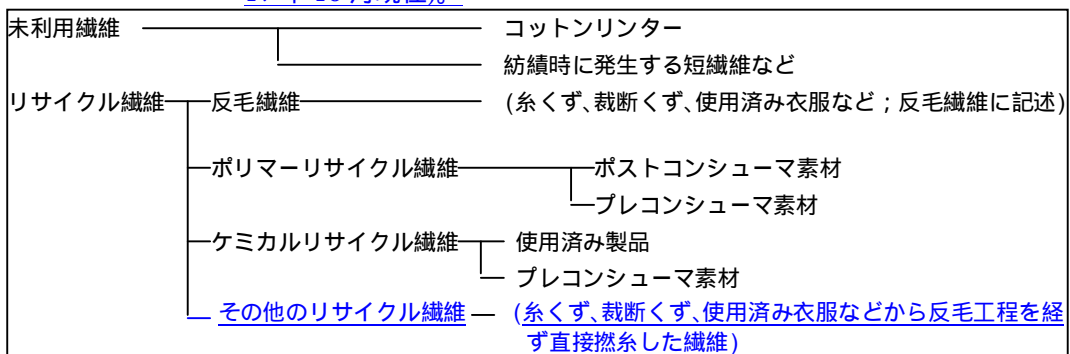


表 1. 繊維毎の製品全体の総質量に対する基準配合率

他表、「工業用繊維製品」も同様に追加

(寝具、こたつふとん、座ぶとんおよびクッションの側生地は本表を適用)

繊維の種類	基準配合率	
未利用繊維	10%以上	キュプラ繊維を使用した製品の基準配合率は70%以上とする。
リサイクル繊維	反毛繊維	10%以上 毛布、タオル、バスマット及び関連製品の基準配合率は70%以上とし、未利用繊維を含めてよい。
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上 樹脂量として再生PET、再生PEまたは再生PPなどが50%以上となること
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上 モノマ量として再生モノマが50%以上となること
	ポリマーリサイクル繊維とケミカルリサイクル繊維を複合して使用する場合は、以下の計算式による配合率が、基準配合率50%を満たすこととする。 $(A \times B + C \times D) / 100$ A = ケミカルリサイクル繊維材料の製品全体での比率 (%) B = ケミカルリサイクル繊維材料中の再生モノマ配合率 (%) C = ポリマーリサイクル繊維材料の製品全体での比率 (%) D = ポリマーリサイクル繊維材料中の再生樹脂配合率 (%)	
<a href="#">その他</a> (糸くず、裁断くず、使用済み衣服などから反毛工程を経ず燃糸した繊維)	50%以上	

(1)マーク下段表示は、下記に示す環境情報表示とする。なおエコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、左揃えの1段または2段表示を矩形枠で囲んだものとし、6.(1)に規定する選択肢とそれぞれ対応する「未利用繊維 %」または「未利用繊維 %以上」、「反毛繊維 %」または「反毛繊維 %以上」、「ポリマーリサイクル繊維 %」または「ポリマーリサイクル繊維 %以上」、「再生PET繊維 %」または「再生PET繊維 %以上」(PET以外のポリマーリサイクル繊維はこれに準じる表示とする)、「ケミカルリサイクル繊維 %」または「ケミカルリサイクル繊維 %以上」、「無漂白」、「過酸化水素漂白」、「使用後回収・リサイクルする ( )は製品)または「有機栽培」と記載すること。未利用繊維および反毛繊維を配合した毛布、タオル、バスマット及び関連製品は「未利用繊維・反毛繊維 %」または「未利用繊維・反毛繊維 %以上」と記載すること。未利用繊維およびリサイクル繊維を配合した寝具、こたつふとん、座ぶとんおよびクッションは左揃えの2段表示を矩形枠で囲んだものとし、上記に準じ別表3のとおり記載すること。ポリマーリサイクル繊維およびケミカルリサイクル繊維を配合した製品は、一段目に「ポリマーリサイクル繊維 %」または「ポリマーリサイクル繊維 %以上」、二段目に「ケミカルリサイクル繊維 %」または「ケミカルリサイクル繊維 %以上」と記載し、再生PET繊維の用語を用いる場合は、上記の一段表示に準じ記載すること(PET以外のポリマーリサイクル繊維はこれに準じる表示とする)。リサイクル繊維のうち、表中の「その他」に相当する繊維を配合した製品は、「リサイクル繊維 %」または「リサイクル繊維 %以上」と記載すること。

別表3

「工業用繊維製品」別表2も同様に追加

選択肢の種類	環境情報表示	表示
<p><u>4-1.(1),(7),(13)および(17)においてa,b,c,dの選択肢から</u></p> <p>・リサイクル繊維(その他) ・製品全体の総質量割合 を選択したもの</p>	<p>(下段表示) <u>リサイクル繊維 %</u> または <u>リサイクル繊維 %以上</u></p> <p>* は該当繊維の配合率を記載すること(整数値1桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当繊維の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。</p>	
<p><u>4-1.(1),(7),(13)および(17)においてa,b,c,dの選択肢から</u></p> <p>・リサイクル繊維(その他) ・表生地(表面生地)の総質量割合 を選択したもの</p>	<p>(下段表示) <u>(表生地)リサイクル繊維 %</u> または <u>(表生地)リサイクル繊維 %以上</u></p> <p>* は該当繊維の配合率を記載すること(整数値1桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当繊維の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。</p>	

2005年10月28日改定

2：対象製品の追加について

改定する商品類型：No.104「家庭用繊維製品version 2.2」

改定箇所（下線部を追加、見消部を削除）

2.対 象

総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「家庭用繊維製品」「身の回り品」「他に分類されない生活・文化用品のうちの特種」「娯楽装置及びがん具のうちのがん具及び人形（縫いぐるみ、その他の布製がん具など）」および「紡織基礎製品」のうち別表1に示す布製品または織物製品（「羽毛・羽根入りの寝具、こたつふとん、座ぶとんおよびクッション」「皮製品」、「毛皮製品」、「レース生地及び不織布のうち、不織布」、「その他紡織基礎製品のうち網、策及び条」および「網地」を除く）。

エコマーク商品類型No.4「台所流し台水切り用濾紙袋」、エコマーク商品類型No.5「廃食用油吸収材」およびエコマーク商品類型No.121「リターナブル容器・包装資材」など、機能としての商品類型が設定されているものは、該当商品類型で扱う。

別表1 対象製品分類(日本標準商品分類より)

<b>82</b>	<b>家庭用繊維製品</b>
82 1	床敷物(タイルカーベットを除く)
82 2	寝具
82 3	こたつふとん, 座ぶとん及びクッション
82 4	カーテン及びとばり
82 5	テーブル掛け, ナブキン及び関連製品
82 6	いすカバー及び座ぶとんカバー
82 7	タオル, バスマット及び関連製品
82 8	かや
82 9	その他の家庭用繊維製品(布巾など)
<b>79</b>	<b>身の回り品</b>
79 1	ハンカチーフ
79 2	えり飾り(毛皮製を除く。)
79 3	ズボン吊り, くつ下止め, アームバンド, 衣服用ベルト, バックル, カラー及びカフス
79 4	和装用身の回り品
79 5	袋物
79 6	かばん
79 7	かさ及びつえ(つえを除く)
79 8	扇子及びうちわ
79 9	その他の身の回り品(おむつ, エプロン, レギンスなど)
<b>89</b>	<b>娯楽装置及びがん具</b>
<b>89 5</b>	<b>がん具及び人形(縫いぐるみ, その他の布製がん具など)</b>
<b>95</b>	<b>その他の生活・文化用品</b>
95 9	他に分類されない生活・文化用品    テント
<b>14</b>	<b>紡織基礎製品</b>
14 2	糸(糸製品を除く。)
14 3	糸製品
14 4	幅 50 cm以上の織物
14 5	幅 13 cm以上 50 cm未満の織物
14 6	幅 13 cm未満の織物
14 7	ニット生地
14 8	レース生地及び不織布(不織布およびフェルトは除く。)
14 9	その他の紡織基礎製品(上塗り又は防水した織物, 帽体, ひも, モール及びびさなど。)

4-1.環境に関する基準

A.「家庭用繊維製品」および「がん具及び人形」

(1) 製品は、以下の a,b,c または d の要件のいずれかに適合すること。

a. 製品全体の総質量（繊維部分質量とし、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属を除く）に占める未利用繊維またはリサイクル繊維の質量割合が表 1 の基準配合率を満たすこと。ただし、寝具、こたつふとん、座ぶとん、およびクッションおよび縫いぐるみ、その他の布製がん具などの側生地は、側生地の総質量に占める未利用繊維またはリサイクル繊維の質量割合が表 1 の基準配合率を満たすこと。寝具、こたつふとん、座ぶとん、およびクッションおよび縫いぐるみ、その他の布製がん具などの中綿は、中綿の総質量に占める未利用繊維またはリサイクル繊維の配合率が 50%以上（質量割合）であること。

床敷物は、製品全体の総質量（繊維部分質量に樹脂部分並びに無機質などを加えた総質量）に占める未利用繊維またはリサイクル繊維の質量割合が 35%以上であること。且つ、繊維部分の総質量に占める未利用繊維またはリサイクル繊維の質量割合が表 1 の基準配合率を満たすこと。

表 1 繊維毎の製品全体の総質量に対する基準配合率

（寝具、こたつふとん、座ぶとん、およびクッションおよび縫いぐるみなどの側生地は本表を適用）

繊維の種類	基準配合率		
未利用繊維		10%以上	キュプラ繊維を使用した製品の基準配合率は 70%以上とする。
リサイクル繊維	反毛繊維	10%以上	毛布、タオル、バスマット及び関連製品の基準配合率は 70%以上とし、未利用繊維を含めてよい。
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上	樹脂量として再生 PET、再生 PE または再生 PP などが 50%以上となること
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上	モノマ量として再生モノマが 50%以上となること
	ポリマーリサイクル繊維とケミカルリサイクル繊維を複合して使用する場合は、以下の計算式による配合率が、基準配合率 50%を満たすこととする。 $(A \times B + C \times D) / 100$ A = ケミカルリサイクル繊維材料の製品全体での比率 (%) B = ケミカルリサイクル繊維材料中の再生モノマ配合率 (%) C = ポリマーリサイクル繊維材料の製品全体での比率 (%) D = ポリマーリサイクル繊維材料中の再生樹脂配合率 (%)		
<u>その他</u> <u>(糸くず、裁断くず、使用済み衣服などから、裂き織りなど、反毛工程を経ず撚糸した繊維)</u>		<u>50%以上</u>	

b. 繊維部分が綿 100%の製品（ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属および製品全体の総質量の 10%以下のポリウレタン繊維（ゴム系）の衿、袖、裾などへ

- の編入などを除く)であること。且つ、無漂白綿または過酸化水素漂白綿であつて、蛍光増白剤を使用していないこと。
- c. 繊維部分が綿などの天然繊維 100%の製品(ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属および製品全体の総質量の 10%以下のポリウレタン繊維(ゴム糸)の衿、袖、裾などへの編入などを除く)であること。且つ、有機栽培のものであること。
  - d. 製品は、使用後に引き取り、リサイクルされること。申込者は、使用後に不要品となった製品の引取、リサイクルされる仕組みを整えていること。製品のうちでリサイクルできない部分は、これを環境に調和した方法でエネルギー回収すること。
- (2) 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。
  - (3) 製品への化学物質の使用については、別表 2 に示す化学物質について、基準値を満たすこと。
  - (4) 製品は、ハロゲン系元素で構成される樹脂(本項では繊維としての樹脂および後加工を指す。着色材、フッ素系添加剤は本項目を適用しない)の使用のないこと。ただし、床敷物および毛布は本項目を適用しない。
  - (5) 使い捨て製品ではないこと。

#### 4-2. 品質に関する基準

(XX)がん具及び人形は、(社)日本玩具協会が定める「玩具安全基準書(ST-2002)」に適合していること。

2005 年 10 月 28 日改定